

解説

課徴金事例集の公表について

証券取引等監視委員会 課徴金・開示検査課課長補佐 **しまかげ まさき**
嶋影 正樹

今般、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表した。今般の事例集は、通算で第3集目となる。本事例集は、証券取引等監視委員会の勧告に基づき平成21年6月から平成22年5月までの間に課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの期間が経過した課徴金事例について、これまでの事例集と同様に、個別の勧告事案を、内部者取引、相場操縦、開示書類の虚偽記載といった違反行為の類型別に編集してその概要を紹介している。また、今回は、平成21年の事例集公表後に初めて勧告を行った、公開買付開始公告の実施義務違反についても、紹介している。

今回の事例集の特徴として、事案の内容が理解しやすくなるよう適宜概念図を挿入したほか、違反行為の背景や事案の特徴的な事象について可能な限り掲載し、また、各章の冒頭に解説ページを設け、課徴金勧告案件の特色をまとめた傾向分析を記載した。さらに、開示検査に関するトピックとして、課徴金勧告は行わなかったものの、証券監視委の態度により自発的な訂正が行われた案件の概要を記載することとしたほか、

開示検査の運営方針についても説明を加えてある。

1 開示事案の傾向

この稿では、開示書類の虚偽記載事案を中心に説明を行う。

平成17年4月に、有価証券届出書等の発行開示書類の虚偽記載が課徴金の対象とされ、さらに、同年12月、有価証券報告書等の継続開示書類の虚偽記載も課徴金の対象とされた。これらの開示書類の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告件数は、合計31事例・32件となっている。これまで課徴金納付命令勧告を行った32件

◎上場市場別分類

年度	18	19	20	21	22	計
東証	1	5	3	4	1	14
1部	1	4	2	2	0	9
2部	0	1	0	0	0	1
マザーズ	0	0	1	2	1	4
大証	1	4	5	3	0	13
1部	1	1	2	0	0	4
2部	0	0	2	1	0	3
ヘラクレス	0	3	1	2	0	6
名証1部	1	0	1	1	0	3
札証	0	0	2	0	0	2
福証	0	0	2	0	0	2
ジャスダック	2	0	3	1	0	6
年度別勧告件数	3	8	11	8	1	31

(注) 1. 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、22年度は5月まで。
2. 重複上場については、それぞれの市場に計上しているため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

の課徴金額をみると、最高額は15億9,457万9,999円、最少額は165万9,999円である。

課徴金納付命令対象となった開示企業について、その傾向をみると、上場市場別では、6取引所（ジャスダックを含む。）に万遍なく対象企業がみられるが、延べ40社^(注)のうち、本則市場銘柄が24社、新興市場（ジャスダックを含む。）銘柄が16社となっている。また、業種別では、情報・通信業が7社、建設業が6社、卸売業が5社といったところが目立っている。

(注) 重複上場があるため、上場市場数の合計と勧告件数は一致しない。

◎業種別分類

- 18年度：建設業（2）、証券業（1）
- 19年度：情報・通信業（4）、小売業（2）、建設業（1）、電気機器業（1）
- 20年度：建設業（3）、機械業（3）、卸売業（2）、サービス業（1）、倉庫・運輸業（1）、情報・通信業（1）
- 21年度：卸売業（3）、情報・通信業（2）、輸送用機器業（1）、小売業（1）、不動産業（2）
- 22年度：サービス業（1）

また、これまでの開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽の記載があったとして、課徴金納付命令勧告を行った事例に係る不適正な会計処理の類型をまとめると、右の表のとおりとなる。

2 事例集掲載個別事例の概要

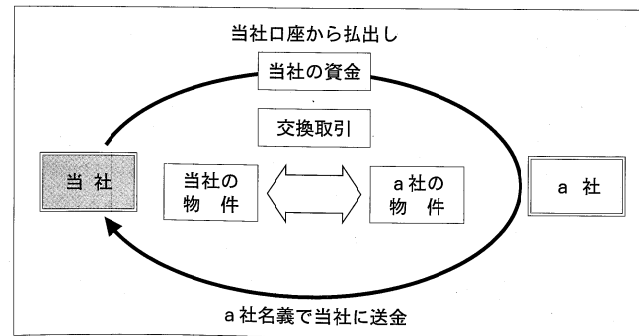
今回の事例集においては、開示書類の虚偽記載に係る課徴金勧告事例を、8事例について紹介している。その内容を3事例紹介する。

○不動産業を営む東証マザーズ上場企業による虚偽記載事例（事例30）

本件は、当社が、公表した各期の業績目標の達成を強く意識した営業活動を行う中で、その達成を優先するあまり、売上高と利益を確保するため、本来は交換取引にすぎないものを仕入取引と売却取引が適正に行われたものとして売上計上していた（図1参照）ほか、買戻条件付売買

- ① 売上高
 - ・ 売上の前倒し計上
 - ・ 売上の過大計上
 - ・ 架空売上の計上
- ② 売上原価
 - ・ 売上原価の過少計上
 - ・ 売上原価の繰延べ
 - ・ 架空仕入の計上
 - ・ 売上原価の付替え
- ③ 販売費及び一般管理費
 - ・ 販売費及び一般管理費の過少計上
 - ・ 貸倒引当金の過少計上
 - ・ 費用の無形固定資産への付替え
- ④ 営業外・特別利益
 - ・ 社債の評価益の過大計上
 - ・ 匿名組合清算配当金の計上
 - ・ 引当金の不計上
- ⑤ 営業外費用
 - ・ 貸倒損失の過少計上
- ⑥ 特別損失
 - ・ 減損損失の不計上
 - ・ 関係会社損失引当金の過少計上
 - ・ 貸倒引当金の過少計上
- ⑦ 資産
 - ・ 売上債権の過大計上
 - ・ 棚卸資産の過大計上
 - ・ （長期）未収入金の過大計上
 - ・ 前渡金の過大計上
 - ・ 有形固定資産の過大計上
 - ・ 無形固定資産（のれん）の過大計上
 - ・ 関係会社株式の過大計上
 - ・ 破産・更生債権等の過大計上
 - ・ 貸付金の過大計上
 - ・ リース資産の架空計上
- ⑧ 負債
 - ・ 前受金の過少計上
 - ・ 退職給付引当金の過少計上
 - ・ 未払金の過少計上
- ⑨ 連結
 - ・ 子会社の連結外し

図1

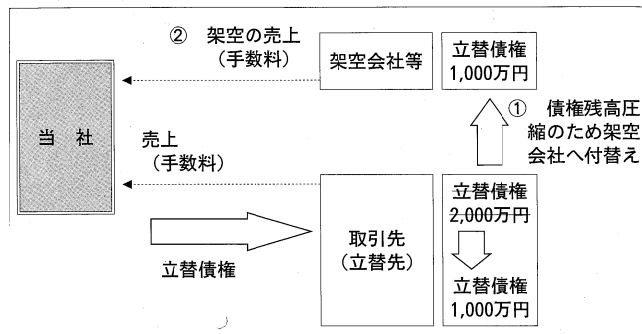


であるにもかかわらず売上計上を行うなどにより、引当金の不計上等の不適正な会計処理を行っていたものである。

○ 卸売業を営むジャスダック上場企業による虚偽記載事例(事例35)

本件は、当社の立替金事業に関し

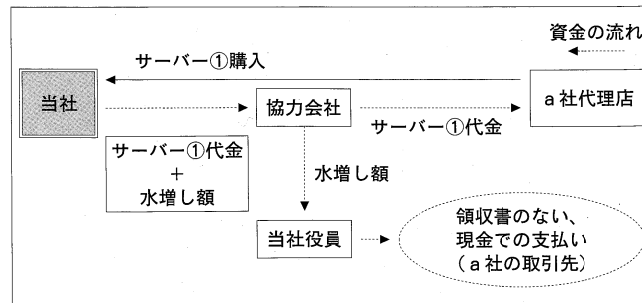
図2



○ 卸売業を営む大証ヘラクレス上場企業による虚偽記載事例(事例36)

本件は、当社役員の主導により、コンピュータ(サーバー)の取得に係る取引に関連して、本来のサーバー代金に、他者から依頼を受けた取引

図3



いずれも、虚偽記載の態様の詳細については、証券監視委ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/sesc/news/>)

て、立替債権の回収を装うことにより、貸倒引当金の計上回避(過少計上)を行っていたほか、立替債権を得意先の関係会社や架空会社に付け替えること(図2参照)等により、架空売上の計上等不適正な会計処理を行っていたものである。

先への支払分や金融支援(貸付金)に係る金額を上乗せする(図3参照)などして実質的な貸付けを行うとともに、当該貸付金に対する貸倒引当金を計上しないなどの不適正な会計処理を行っていたものである。

c_2010/2010/20100702-1.htm)に掲載されている事例集本体をご覧いただきたい。

3 開示検査の運営方針

開示検査の目的は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、資本市場の機能の十全な発揮と市場に対する投資者の信頼を確保することにある。

開示検査の運営に当たっては、法執行の対象が行政的な監督の下にない約3,700社の上場会社等をはじめとする極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、証券市場を取り巻く環境が日々大きく変化していることを意識しつつ、上記の目的を達成するため、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図ることを今後の課題と考えている。

① 証券市場にかかわる各種の公開・非公開情報の的確な収集・分析

市場内外のさまざまな情報を収集・分析するための態勢を強化し、自発的訂正事案はもとより、隠された開示書類の虚偽記載等についても端緒を効率的に発見するよう努める。

② 検査技術、手法の改善に向けた不断の努力

過去の開示義務違反行為における不適正な会計処理を分析・類型化する等により、開示検査技術、手法の高度化に努める。

不適正な会計処理が発覚した場合に、開示企業が設置することが多くなっている外部調査委員会等の調査結果を検証し、効率的な開示検査の実施に活用する。

③ 関連する他の行政部門や幅広い市場関係者との連携

虚偽記載案件等に関する証券取引等監視委員会の問題意識の共有や関連情報の提供等を通じて、行政部内の連携はもとより、金融商品取引所、日本公認会計士協会といった自主規制機関との間での連携を強化する。

④ 開示義務者等が自律的に適正な開示を行うための環境整備

開示制度の本質にかんがみ、開示書類に誤りがあるときは、自発的訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査等を通じて開示企業等に働きかけていく。

開示書類の訂正が必要とまでは至らないものの、適正開示のための内部管理態勢に問題がみられる等の場合には、検査終了時において検査対象企業に指摘を行い、以後の改善を促す。

4 日本公認会計士協会との連携の強化

言うまでもなく、公認会計士は上場企業等の監査人として、経営者の作成した財務諸表が、その企業の財務状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかを自ら判断し、意見として表明することを通じ、投資者の投資判断、さらには資本市場の価格形成機能の十全な発揮に関わる極めて重要な役割を担っている。

他方、本事例集に掲載した事案ではないものの、過去には、公認会計士が粉飾に関与した大変残念な事例も見受けられるところである。

証券監視委としては、公認会計士の皆様にもこの課徴金事例集を十分に活用していただくことで、市場参加者の自主的規律の促進が図られ、

ひいては証券市場における取引の公正や適正開示に資するものとなることを期待している。

また、そのために、従来より、日本公認会計士協会との間では、粉飾事例や問題監査法人に関する情報や認識の共有等を進めているところであるが、今後ともさまざまな形で連携を強化したいと考えている。

<注>

1 外部調査委員会に関しては、佐々木清隆「証券監視当局が示す第三者委員会の役割とは」(ビジネス法務事情2010年7月号)参照。